

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条  
第一項の規定により、御所市長から次のとおり公共測量を実施することについて通知が  
ありました。

令和四年九月三十日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一 測量の目的 公共測量（道路管理）

二 測量の地域 御所市全域

三 測量の期間 令和四年九月二十日から令和五年一月三十一日まで